

研修教材パッケージ

公務員倫理

基本事例集

国家公務員倫理審査会

目 次

金銭、物品の贈与（倫理規程第3条第1項第1号）

| | |
|----------------------------|---|
| 事例1「せん別の受領」 | 1 |
| [Vol.1事例3] | |
| 事例2「香典の受領」 | 3 |
| [Vol.1事例5（その1）] | |
| 事例3「香典の受領～親との関係で持参された香典～」 | 5 |
| [Vol.1事例5（その2）] | |
| 事例4「利害関係者からの物品の贈与～特産物の受領～」 | 7 |
| [Vol.3事例1] | |
| 参考事例 | 9 |

無償の役務提供（倫理規程第3条第1項第4号、同条第2項第4号）

| | |
|---------------------|----|
| 事例5「無償の役務提供～車の利用①～」 | 11 |
| [Vol.2事例3（その1）] | |
| 事例6「無償の役務提供～車の利用②～」 | 13 |
| [Vol.2事例3（その2）] | |
| 参考事例 | 15 |

供応接待等（倫理規程第3条第1項第6号、同条第2項第6号、同項7号、第8条）

| | |
|-------------------------------|----|
| 事例7「利害関係者からの供応接待」 | 16 |
| [Vol.2事例1（その1）] | |
| 事例8「利害関係者からの供応接待～立食パーティー」 | 18 |
| [Vol.2事例1（その2）] | |
| 事例9「利害関係者からの供応接待～会議における簡素な飲食」 | 21 |
| [Vol.2事例1（その3）] | |
| 事例10「割り勘による飲食」 | 23 |
| [Vol.1事例1] | |
| 事例11「割り勘による飲食～差額分の供応接待～」 | 26 |
| [Vol.3事例2（その1）] | |
| 事例12「割り勘による飲食～倫理監督官への届出～」 | 28 |
| [Vol.3事例3（その2）] | |
| 参考事例 | 30 |

共に遊技又はゴルフ（倫理規程第3条第1項第7号）

| | |
|--------------------------------|----|
| 事例13「利害関係者とのゴルフ」 | 32 |
| [Vol.1事例4（その1）] | |
| 事例14「利害関係者とのゴルフ～OB会のゴルフコンペ～」 | 34 |
| [Vol.1事例4（その2）] | |
| 事例15「利害関係者とのゴルフ～ゴルフクラブ主催のコンペ～」 | 36 |

| | |
|--|----|
| [Vol.1事例4（その3）] 参考事例 | 38 |
| 私的な関係 （倫理規程第4条第1項） | |
| 事例16「私的な関係による禁止行為の例外①」 [Vol.2事例2（その1）] | 39 |
| 事例17「私的な関係による禁止行為の例外②」 [Vol.2事例2（その2）] | 41 |
| その他の禁止行為 | |
| 事例18「第三者に利益を受けさせる行為」 [Vol.1事例2]（倫理規程第3条第1項第9号） | 44 |
| 事例19「利害関係者以外との間における禁止行為」 [Vol.2事例4]（倫理規程第5条第1項） | 47 |
| 事例20「特定の書籍等の監修料に関する規制」 [Vol.3事例4]（倫理規程第6条） | 50 |
| 事例21「組織的違反行為の禁止」 [Vol.3事例5]（倫理規程第7条第2項） | 52 |
| 参考事例 | 54 |
| 講演の承認等 （倫理規程第9条） | |
| 事例22「利害関係者からの依頼により講演等を行う場合の承認」 [Vol.2事例5] | 56 |
| 事例23「利害関係者以外からの事業者からの講演の依頼」 [Vol.3事例3] | 59 |
| 参考事例 | 63 |
| 利害関係者の範囲 | |
| 事例24「利害関係者の範囲～影響力の行使」 [Vol.3事例6（その1）]（倫理規程第2条第3項） | 64 |
| 事例25「利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為」 [Vol.3事例6（その2）]（倫理法第2条第6項） | 66 |
| 参考事例 | 68 |

※ [] については、DVD教材「事例で学ぶ倫理法・倫理規程」の収録巻及び事例を指す。

事例1 「せん別の受領」

地方機関の局長であった佐藤さんは、今回の人事異動で本省に異動することになり、お世話になった関係機関や団体にあいさつ回りをしています。ここでは、許認可の相手方であり所管の財団法人の理事長である市川さんのところにあいさつに来ています。

佐藤「今度異動で本省に戻ることになりました。色々とお世話になりました。」

市川「こちらこそ大変お世話になりました。局長、これ、私からのせん別です。」

佐藤「いやー、それはいただけませんよ。」

市川「いえいえ、ほんの気持ちで大した額ではありませんし、私から個人的にお渡しするものですので、気になさらないでください。」

佐藤「そうですか。それならば、折角のお気遣いをお断りするの失礼ですから、ありがたく頂戴しておきます。」

佐藤さんは、“断るとかえって失礼になるのでは”とせん別を頂いてしまいました。果たして、この行為は認められるのでしょうか。

事例1 「せん別の受領」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「せん別の受領」を使用（DVD教材vo1.1事例3「せん別の受領」）

2 進め方

(1) シート「せん別の受領」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる）

(2) 各自で以下の点について検討させる。

佐藤さんの行動は倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとなれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

(3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

(1) 佐藤さんにとって市川理事長が利害関係者に該当するかどうか。

佐藤さんにとって市川理事長は許認可の相手方であることから、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第1号）

(2) 佐藤さんの行動は倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとなれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

このケースの場合、せん別という名目だが、倫理規程第3条1項第1号に規定する「金銭の贈与」を受けた場合に当たり、禁止行為に該当する。

利害関係者からせん別をはじめ、祝儀や香典、供花などを受け取ることは禁じられているので、佐藤さんの行為は倫理規程上の禁止行為に該当する。

従来から職場内で慣習的にせん別のやり取りが行われている場合もあるかもしれないが、利害関係者からせん別を受け取ることは、倫理規程違反になることを認識する必要がある。

事例 2 「香典の受領」

とある省に勤務する杉浦さん。親の葬儀が終わり、妻の恵子さんと香典帳に目を通してしていると恵子さんの知らない人からの香典がでてきました。

恵子「結構知らない人が葬式に来てたわね。」

杉浦「ああ、親父は交際範囲が広がったからなあ。」

恵子「あら、高橋さんという方からお香典をいただいてるけど、知り合い？」

杉浦「高橋さん？あー、あの高橋さんか。うちの事務を委託している会社の担当の人だよ。」

恵子「そう、お父さんのお葬式に来てくださるなんて律儀な方ね。」

杉浦「そうだな。そんなに親しい付き合いはしていないのになあ。」

恵子「お仕事関係の方からお香典を頂いていいのかしらとは思うけど、頂いた額も他の方と変わらないし、お返しするのも失礼に当たるわよね。」

杉浦「そうだな。」

杉浦さんは、お返しするのも失礼に当たると香典をもらってしまいました。もらった香典の額も他の人と同じということですが、認められるのでしょうか。

事例2 「香典の受領」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「香典の受領」を使用（DVD教材vol.1事例5（その1）「香典の受領」）

2 進め方

- (1) シート「香典の受領」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
杉浦さんの行動は倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 杉浦さんにとって高橋さんが利害関係者に該当するかどうか。
杉浦さんにとって高橋さんは、事務の委託契約を結んでいる相手方企業の担当者であるため利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）
- (2) 杉浦さんの行動は倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

倫理規程第3条第1項第1号において、利害関係者から「金銭・物品の贈与」を受けてはならないことになっている。この事例では、香典という名目で利害関係者から金銭を受領していることになるので、香典を受け取るとは禁止されている。

これは過去に、職員の親族の葬儀に際して、香典を名目に、極めて多額の現金が集まったという事例を踏まえての規制である。

なお、葬式の時、受付の人が職員の利害関係者かどうかを判断することは難しいので、利害関係者からの香典を受け取った場合、葬式が終わった後、速やかに返却すれば、金銭の贈与を受けたことにはならない。

また、利害関係者からの物品の贈与も禁止されているため、供花を受け取ることも倫理規程上の禁止行為に該当する。職員の家族が供花を受け取ってしまい、職員本人が受領の事実気付くのが遅れ式場に供花が飾られてしまった場合には、供花に付された送り主の札を外すことで対応することとなる。ただし、弔電は物品の贈与に該当しないものとしている。

事例3 「香典の受領～親との関係で持参された香典～」

村田さんは、とある省に勤務する国家公務員。葬儀場で突然、事務の委託契約を結んでいる会社の森さんに声をかけられます。

森 「あれ、村田さんじゃないですか。」

村田 「あっ、森さん、こんな所で…。」

森 「お亡くなりになった村田敬一郎さんとは、お付き合いがあったのですか。」

村田 「いやー、敬一郎は、私の父なんです。」

森 「えっ、そうですか。息子さんだったんですか。いやー失礼しました。」

村田 「森さんは父を御存知だったんですか。」

森 「ええ、お父様には、仕事の関係で大変お世話になりまして、お亡くなりになったと聞いて、飛んで駆けつけてきたところですよ。」

村田 「そうだったんですか、わざわざお越し頂いてありがとうございます。」

森 「ところで村田さん、香典をお持ちしたんですけれど、これはお渡ししても宜しいのでしょうか。」

村田さんが亡くなった父親との関係で森さんが持ってきた香典を受け取ることは、認められるのでしょうか。

事例3 「香典の受領～親との関係で持参された香典～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「香典の受領～親との関係で持参された香典～」を使用（DVD教材 vol.1事例5（その2）「香典の受領～親との関係で持参された香典～」）

2 進め方

- (1) シート「香典の受領～親との関係で持参された香典～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
村田さんが香典を受領する行為は倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 村田さんにとって森さんが利害関係者に該当するかどうか。
村田さんにとって、森さんは事務の委託契約を結んでいる企業の役員であるため利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）
- (2) 村田さんが香典を受領する行為は倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
倫理規程第3条第1項第1号において、利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されており、香典を受け取ることも禁止されている。
しかし、利害関係者が職員の亡くなった親との関係で持参した香典については、通常の社交儀礼の範囲内の金額であれば受け取ることができる。
この事例の場合、村田さんにとって、森さんは事務の委託契約を結んでいる企業の役員であるため利害関係者に該当するが、森さんは村田さんの父親との関係で香典を持参したものであることから、受け取ることができる。
また、親戚や学生時代からの友人など、職員としての身分にかかわらない私的な関係があると認められる利害関係者が持参した香典も、国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為の例外として受け取ることができる。

事例4 「利害関係者からの物品の贈与～特産物の受領～」

とある省に勤務する国家公務員の坂本さんは、地方自治体に出張し、補助金の交付対象である事業に関する会議に出席しました。本来なら午後5時に終わる予定だったのですが、会議は予定時間を大幅に超えて終了しました。

吉川「坂本さん、今日は遠いところにおいでいただき、ありがとうございました。

それと、予定していた時間よりかなり遅くなって申し訳ありません。」

坂本「いやあ、充実した内容でしたからあつという間でしたよ。大変勉強になりました。」

吉川「そう言ってもらえるとうれしいです。ところで坂本さん、今日はどこにお泊まりですか。」

坂本「今日は日帰りの日程で来ていますので、これから帰らないといけないんです。もう少しお話しをしたいところですが、急がないと終電に遅れてしまいますので、これで失礼します。」

吉川「そうですか、じゃあ、遅くなってしまって申し訳なかったですね。そのお詫びと言っては何ですが、これをどうぞお持ち帰りください。」

坂本「えっ、何ですか、これ。」

吉川「この辺りの特産物の詰め合わせです。お土産用にうちで買い入れていて、坂本さんのように会議などで来ていただいた方に地域のPRのためにお渡ししているんですよ。決して高いものではありませんので、遠慮なさらずにお受け取りください。」

坂本「いや、せっかくですが……………」

吉川「それでは私が困ってしまいます。それに今からだとお土産を買う時間もないでしょう。これは土産物屋などで売っているのと同じですし、職場の皆さんで召し上がっていただければ、うちとしてもいい宣伝になって助かりますから。」

坂本「はあ、そうですか……………」

坂本さんは、会議終了後、地元のPRということで、地方自治体の職員の吉川さんから特産物の詰め合わせをお土産に渡されました。坂本さんがこれを受け取るとは認められるのでしょうか。

事例4 「利害関係者からの物品の贈与～特産物の受領～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者からの物品の贈与～特産物の受領～」を使用（DVD教材vol.3事例1「利害関係者からの物品の贈与～特産物の受領～」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者からの物品の贈与～特産物の受領～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。

坂本さんが特産物の詰め合わせを受領することは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 坂本さんにとって吉川さんが利害関係者に該当するかどうか。

坂本さんにとって、補助金交付先の自治体職員である吉川さんは、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第2号）
- (2) 坂本さんが特産物の詰め合わせを受領することは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するか。

倫理規程第3条第1項第1号において、利害関係者から金額の多寡にかかわらず金銭や物品の贈与を受けることは禁止されている。

ただし、利害関係者から、宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するものの贈与を受けることは、例外的に認められている。（同条第2項第1号）

この事例の場合は、会議などで来庁した特定の者に対して、市販されている特産物の詰め合わせをお土産として渡しているものであり、広く一般に配布する宣伝用物品には該当しないため、受け取ることはできない。倫理規程上の広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品とは、例えば、社名入りのカレンダーや創立記念などで配布する記念誌などがこれに該当する。

【参考事例】

(金銭、物品の贈与)

① 関連団体からせん別を受領した事案 (H18)

国税庁の地方支分部局の職員が、立入検査・監査・監察の相手方として利害関係者である関連団体から、せん別として現金2万円を受領したもの。

→戒告

② 関連団体等の職員からせん別を受領した事案 (H18)

社会保険庁の地方支分部局の長が、異動に伴う一連のあいさつ回りで、せん別金として、許認可、立入検査・監査・監察、行政指導及び契約の相手方として利害関係者である関連団体等の職員7人から計15万円を、利害関係者以外の者から計20万円を受領したもの。

→停職1月

③ 営業担当者からせん別として模造刀剣を受領した事案 (H18)

法務省の施設等機関(行為時、外務省の在外公館に出向中)の職員が、警備委託契約の相手方として利害関係者である事業者の営業担当者から、せん別として約4万2千円相当の模造刀剣を受領したもの。

→戒告

④ 団体の役職員からビール券を受領した事案 (H20)

国土交通省の地方支分部局の職員2人が、契約の相手方として利害関係者である団体の役職員等からビール券の贈与(1人は計30枚(20,160円相当)、1人は計56枚~68枚(37,632円~45,696円相当))を受けたもの。

→戒告

⑤ 事業者から謝礼金を受領した事案 (H20)

国税庁の地方支分部局の職員が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から調査に手心を加えた謝礼として現金15万円を受領したもの(職員は収賄容疑で逮捕された。)

なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

→免職

⑥ 第三者を通じて現金を受領した事案 (H19)

法務省の施設等機関の職員が、行政指導の相手方として利害関係者である者から有利便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、同利害関係者に指示を受けた第三者を通じて現金22万円の供与を受けたもの(職員は収賄容疑で逮捕されている。)

なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

→免職

⑦ 第三者を通じて航空券を受領した事案（H21）

法務省の施設等機関の職員が、行政指導の相手方として利害関係者である者から、有利便宜な取り計らいを受けた謝礼等の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同者に指示を受けた第三者を通じて外国旅行に係る往復航空券（約32,000円）の贈与を受けたもの。

なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

→免職

⑧ 事業者から異動に際し鉢花を受領した事案（H21）

環境省の幹部職員が、許認可等及び立入検査等の相手方として利害関係者である事業者から、異動に際し鉢花1鉢（31,500円相当）の贈与を受けたもの。

→戒告

事例5 「無償の役務提供～車の利用①～」

とある省に勤務する坂田さんは、都内にある補助金の交付先である財団法人の事務所を訪問し、担当者の井口さんから事業の進捗状況について、説明を受けました。

坂田「説明をして頂き、大変よくわかりました。」

井口「今後ともよろしくお願ひします。」

坂田「こちらこそ。本日はお時間を頂きまして、ありがとうございました。」

井口「では、タクシーを手配しますので、少しお待ちください。」

坂田「いえ、お構ひなく。私はバスで帰りますから。」

井口「そういう訳にはいきませんよ。お忙しい中、わざわざ私共のためにお越し頂いたんですから。私共の事務所では車を所有しておりませんので、いつもお越しいただいた皆様は、タクシーでお送りしているんです。」

坂田「そうですか。そういうことでしたら、お言葉に甘えて・・・。」

この財団法人では、坂田さんだけが特別という訳ではなく、お客様は全てタクシーでお送りしているようです。この場合、タクシーで送ってもらうことは倫理規程上認められるのでしょうか。それとも、認められないのでしょうか。

事例5 「無償の役務提供～車の利用①～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「無償の役務提供～車の利用①～」を使用（DVD教材vol.2事例3（その1）「無償の役務提供～車の利用～」）

2 進め方

(1) シート「無償の役務提供～車の利用①～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）

(2) 各自で以下の点について検討させる。

坂田さんがタクシーで送ってもらうことは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

(3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

(1) 坂田さんにとってこの財団法人が利害関係者に該当するかどうか。

国家公務員の坂田さんにとって、補助金の交付を受けて事業を行っているこの財団法人は、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第2号）

(2) 坂田さんがタクシーで送ってもらうことは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

倫理規程第3条第1項第4号において、利害関係者から又は利害関係者の負担により、職員が無償で役務の提供を受けることは禁止されている。

この事例においては、タクシーで送ってもらうことは、無償の役務提供に当たるため、倫理規程上の禁止行為に該当する。

事例6 「無償の役務提供～車の利用②～」

とある省に勤務する関口さんは、業務委託契約の相手方である研究所を訪れることになり、その予定を確認するため、研究所の担当者、川辺さんと電話で打ち合わせをしています。

関口「ええ、そうですね。では、来週の火曜日にお邪魔させていただきます。」

川辺「わかりました、よろしくお願い致します。では、駅まで車でお迎えに上がりますので、列車の予約が取れましたらご連絡ください。」

関口「いえ、お構いなく。バスか何かで行きますので。」

川辺「あっ、それは無理ですよ。駅から研究所までのバスは、1日2本しかないんです。それに、歩くと1時間以上はかかりますから。当研究所に来客があるときは、いつも研究所の車で駅までお迎えをしているんです。」

関口「そうなんですか・・・(利害関係者から送迎を受けることは、倫理規程違反になるんじゃないかな。かといって、バスの便は悪いというし・・・。)」

この場合、研究所の車で送迎を受けることは、倫理規程上認められるでしょうか。それとも、認められないでしょうか。

事例6 「無償の役務提供～車の利用②～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「無償の役務提供～車の利用②～」を使用（DVD教材vol.2事例3（その2）「無償の役務提供～車の利用～」）

2 進め方

(1) シート「無償の役務提供～車の利用②～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）

(2) 各自で以下の点について検討させる。

関口さんが研究所の車で送迎してもらうことは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

(3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

(1) 関口さんにとってこの研究所が利害関係者に該当するかどうか。

国家公務員の関口さんにとって、業務委託契約の相手方であるこの研究所は、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）

(2) 関口さんが研究所の車で送迎してもらうことは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

倫理規程第3条第1項第4号において、利害関係者から又は利害関係者の負担により職員が無償で役務の提供を受けることは禁止されている。

しかし、職務として利害関係者を訪問した際、周囲の交通事情などから自動車の利用が相当と認められる場合に限り、利害関係者が業務などで日常的に利用している自動車を利用することは認められる。（倫理規程第3条第2項第4号）

この事例においては、バスは1日2本しかなく、歩くと1時間以上もかかるところを、日常的に利用している研究所の車で駅までの送迎を受けるものであることから、倫理規程第3条第2項第4号に該当し、倫理規程上の問題はない。

【参考事例】

(無償の役務提供)

① バスによる送迎等を受けた事案 (H17)

国税庁の地方支分部局の職員が、行政指導の相手方として利害関係者である事業者2社から、バス等による送迎、社宅への宿泊、航空券の手配を受けたほか、飲食店で共に飲食したものの。

→戒告

② 事業者にも車両代を負担させ、飲食の提供を受けた事案 (H14)

内閣府の地方機関の長であった職員は、検査出張の際の移動等に使用する車両使用代を計8回(約3万7千円相当)並びに飲食代及び検査終了後の夕食懇親会を計15回(約2万5千円相当)、許認可等の相手方などである3事業者にも負担させたものの。

→戒告

③ 事業者にも架空の見積書・請求書を提出させた事案 (H17)

厚生労働省の地方機関の職員が、物品購入契約の相手方である事業者に対し、架空の見積書・請求書を提出させ、不正に支出した国庫金(25万円)を取得したものの。

→戒告

④ 事業者にも契約外の国の業務を行わせた事案 (H15)

厚生労働省の地方機関の職員2人が、10か月間にわたり、委託契約の相手方である事業者にも所属する職員に同機関の業務を行わせていたものの。

→戒告

⑤ 事業者にもゴルフ場の予約を取らせた事案 (H18)

厚生労働省の地方支分部局の管理職が、立入検査・監査・監察の相手方として利害関係者である事業者に対し、当該業者が経営するゴルフ場の予約を取らせ、通常より5,500円安価な料金でゴルフをしたものの。

→戒告

事例7 「利害関係者からの対応接待」

とある省に勤務する佐藤さんと今野さんは、工事請負契約の相手方である企業の従業員の丸井さんに、着工した工事の進捗状況を確認するため、工事現場の事務所を訪れています。

丸井「おっ、もう昼休みになりましたね。昼食はどうされますか。」

佐藤「適当にお店を探して食べようと思います。」

丸井「そうですか。でも、この辺はあまりお店がないから探すのが大変ですよ。いつも行っているそば屋が近くにありますが、そこに行きませんか。値段の割においしいですし、時間もありませんから。」

佐藤「そうですね。ご一緒させていただきます。実は、この辺の土地勘がなくてちょっと困っていたんです。助かります。いいよね。(今野を見やって)」

今野「はい、美味しいお店があるなら是非お願いします。」

(そば屋で昼食を終える。)

佐藤「いや～、確かにおいしいお店ですね。」

丸井「それは良かった。ではそろそろ行きますか。あっ、お支払いはこちらでやっておきますよ。」

佐藤「そんな、御馳走になるわけにはいきませんよ。」

丸井「いや、これは経費として会社から出ますから、いいですよ。」

佐藤「そうはいつでも、自分の分は自分で払いますから。」

丸井「そう、堅いこと言わないでください。昼食代ですから、そんなたいした額じゃありませんし。気にしないでください。」

この場合、昼食の代金を負担してもらうことは、倫理規程上認められるでしょうか。それとも、認められないでしょうか。

事例7 「利害関係者からの供応接待」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者からの供応接待」を使用（DVD教材vol.2事例1（その1）「利害関係者からの供応接待」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者からの供応接待」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
佐藤さんと今野さんが丸井さんから昼食の代金を負担してもらうことは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 佐藤さんと今井さんにとって丸井さんが利害関係者に該当するかどうか。
国家公務員の佐藤さんと今野さんにとって、工事請負契約の相手方である企業の従業員である丸井さんは、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）
- (2) 佐藤さんと今野さんが丸井さんから昼食の代金を負担してもらうことは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとするれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
倫理規程第3条第1項第6号において、利害関係者から職員が飲食物の提供を受けることは、その金額の多少に関わらず禁止されている。
この事例においては、工事監督のために現場を訪れ、工事の進捗状況を確認しているが、昼食の代金を負担してもらうことは、飲食物の提供に当たるため、倫理規程上の禁止行為に該当することとなる。

事例8 「利害関係者からの供応接待～立食パーティー」

ある日、とある省に勤務する藤田さんに、許認可の相手方である企業の担当者小林さんから、電話が掛かってきました。

藤田「どうも、藤田です。いつもお世話になっております。」

小林「こちらこそ、お世話になっております。今日は、お願いがございましてお電話差し上げたのですが。今度、当社の創立記念パーティを開催することになりまして、そのパーティに幹部の方々をご招待し、局長様にはご挨拶をいただきたいと考えているんです。局長様の御意向を、ご確認いただけませんか。」

藤田「そうですか。局長には確認しておきますけど、どんなパーティなんですか。」

小林「経済団体や取引先など、関連企業の方々500人位をご招待して、立食形式でやろうと考えています。詳細は後でメールをお送りします。」

藤田「わかりました。お待ちしております。」

小林「お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。」

藤田「はい。」

藤田「そういえば、あの会社はうちの幹部にとっては利害関係者だけど、パーティに行っても大丈夫なのかな。」

この場合、招待を受けてパーティに参加することは、倫理規程上認められるでしょうか。それとも、認められないでしょうか。

事例8 「利害関係者からの供応接待～立食パーティー」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者からの供応接待～立食パーティー～」を使用（DVD教材vol.2事例1（その2）「利害関係者からの供応接待～立食パーティー～」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者からの供応接待～立食パーティー～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
局長ら幹部が招待を受けてパーティーに参加することは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとすれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 局長ら幹部にとって小林さんの所属する企業が利害関係者に該当するかどうか。
国家公務員の局長ら幹部にとって、許認可の相手方であるこの企業は、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第1号）
- (2) 局長ら幹部が招待を受けてパーティーに参加することは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとすれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

倫理規程第3条第1項第6号において、職員が利害関係者から飲食物の提供を受けることは禁止されている。

しかし、20名程度以上の多数の人が出席する立食パーティーにおいて、多数の出席者から見られている中で利害関係者から飲食物の提供を受けたとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれがあるとは考えにくいことから、利害関係者から飲食物の提供を受けることが例外的に認められる。（倫理規程第3条第2項第6号）

この事例においては、500人程度が出席する立食パーティーに招待されているので、局長ら幹部が出席しても倫理規程上問題はない。

なお、本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から1件につき5千円を超える金品の贈与、飲食物の提供、報酬の支払等を受けたときは四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない。立食パーティーにおいて提供された飲食物等の一人当たりの金額が5千円を超える場合は、贈

与等報告書を提出する必要がある。

一人当たりの金額については、主催者またはパーティ会場に総額を確認して出席者数で等分した額、あるいは、他に会費を支払っている人がいる場合は、その額を報告することとなる。

事例9 「利害関係者からの供応接待～会議における簡素な飲食」

とある省に勤務する鈴木さんは、許認可の相手方である財団法人が主催する会議に、職務として出席しました。

内田「それでは12時を過ぎましたので、ここで休憩時間にしたいと思います。これから、お弁当の準備をさせていただきますので、少々お待ちください。」

しばらくすると、会議の出席者全員に弁当とお茶が運ばれてきました。鈴木さんはちょっととまどっています。

鈴木「(利害関係者からでも、会議の途中に出されたお弁当なら、食べてもいいのかなあ。)」

この場合、お弁当を提供されることは、倫理規程上認められるのでしょうか。それとも認められないのでしょうか。

事例9 「利害関係者からの供応接待～会議における簡素な飲食」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者からの供応接待～会議における簡素な飲食～」を使用(DVD教材vol.2事例1(その3)「利害関係者からの供応接待～会議における簡素な飲食～」)

2 進め方

- (1) シート「利害関係者からの供応接待～会議における簡素な飲食～」を全員に配付し、読ませる。(又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。)
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
鈴木さんがお弁当の提供を受けることは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとすれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。(DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。)

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論(バズセッション)を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 鈴木さんにとって内田さんが所属する企業が利害関係者に該当するかどうか。

国家公務員の鈴木さんにとって、許認可の相手方であるこの財団法人は、利害関係者に該当します。(倫理規程第2条第1項第1号)

- (2) 鈴木さんがお弁当の提供を受けることは、倫理規程に照らして問題があるかどうか。問題があるとすれば、倫理規程のどの部分に該当するのか。

倫理規程第3条第1項第6号において、利害関係者から職員が飲食物の提供を受けることは禁止されています。

しかし、職務として出席した会議の間やその前後において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは例外的に認められる。(倫理規程第3条第2項第7号)

この事例においては、職務として出席した会議の休憩時間に、会議室でお弁当を提供されているものなので、倫理規程上の問題はない。

なお、職務として講演を行った場合や、職務外に倫理監督官から承認を得て講演を行った場合も、同様の取扱いになっている。

事例10「割り勘による飲食」

とある省が許可権を有する所管業界の主要企業を集めた会議において今後の施策に関して意見交換をしています。

田中さんは国側の担当者、大田さんは企業側の担当者として出席しています。会議の後、国家公務員の田中さんは、大田さんに飲み会に誘われました。

大田「田中さんお疲れ様でした。今日の会議ではいい議論ができてよかったです。」

田中「そうですね。色々とおもしろい意見が出ていましたね。」

大田「ところで、この後予定は入っていますか。会議に来ていたいくつかの企業の担当の人たちと会議の延長戦に行くんですよ。折角の機会ですから、田中さんもちよっと一杯行きませんか。」

田中「そうですね。私も話し足りませんでしたし、まだまだ皆さんも御意見がありそうでしたからね……。どこでやるんですか。」

大田「最近、5,000円で飲み放題の良い店を見つけたのでそこにしましょう。会計は申し訳ありませんが割り勘にさせていただきます。」

田中「割り勘にしてもらうのは、もちろんですよ。」

職員が、割り勘で利害関係者と飲食する場合には、どのような手続が必要になるのでしょうか。

事例10「割り勘による飲食」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「割り勘による飲食」を使用（DVD教材vol.1事例1「割り勘による飲食」）

2 進め方

- (1) シート「割り勘による飲食」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材ドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
田中さんが利害関係と割り勘で飲食する場合には、どのような手続が必要になるのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 田中さんにとって大田さんが利害関係者に該当するかどうか。
田中さんにとって、許可権を有する所管業界の企業の担当者は利害関係者となる。（倫理規程第2条第1項第1号）
- (2) 田中さんが利害関係と割り勘で飲食する場合には、どのような手続が必要になるのか。

以前は割り勘であっても利害関係者と共に夜間に飲食をする場合、仕事に直接関係ないときや仕事に直接関係があっても1人当たりの費用が一定程度を超えるときには、事前に許可を得る必要があった。

しかし、平成17年4月の倫理規程の改正により、自分の飲食代を自ら負担する場合、又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、原則として自由に利害関係者と共に飲食をすることができるようになった。

これは、利害関係者との飲食に関する規制基準を分かりやすいものとすることにより、職員が萎縮することなく、民間企業などとの必要な意見交換や情報収集を行いやすくするためである。

ただし、1万円を超える場合は、事前に倫理監督官への届出が必要である。

この届出は、1万円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては接待を受けているのではないかと誤解される可能性もあることから、透明性を確保することを目的としているものである。

この事例では、割り勘で、1人当たり5,000円の飲食を行うものであるから、共に飲食することは倫理規程上問題なく、届出の必要もない。

また、この事例は、会議の後に引き続き意見交換が行われるものであるが、

利害関係者と割り勘による飲食を行うことが認められるためには、必ずしもそれに先立って会議等が開催されることが必要というわけではない。

もちろん、利害関係者の負担により飲食をすることは固く禁じられているので、利害関係者に当たる人が強引に支払うと言っても、必ず自分の分は自分で払わなければならない。また、飲食後、真に割り勘になっているかどうかを、領収書やレシートで確認する必要がある。

事例11「割り勘による飲食～差額分の供応接待～」

国家公務員の前田さんと清水さんは、工事請負契約の相手企業の従業員である細川さん、合田さんと一緒に、居酒屋で工事の打ち合わせを兼ねて懇親会を行っています。

前田「おっ、もうこんな時間か。では、今日はそろそろお開きにしましょうか。」

細川「今日は、お時間をいただきありがとうございます。いろいろとお話を伺えて、大変参考になりました。」

清水「いやあ、こちらも話を聞いてもらえてよかったですよ。こういう場でないと、細かい機微はなかなか伝わらないですからね。」

店員「どうもありがとうございました。」

清水「いくらになりますか。」

(総額20,000円のレシートを見ながら。)

合田「総額12,000円ですので、お一人3,000円ということをお願いできますか。」

前田「えっ、ずいぶん安いんですね。大丈夫ですか。」

合田「ここは安いんですよ。安すぎてかえって失礼だったかもしれませんね。」

前田「そっ、そんなことはありませんが……。」

前田の心の声

「(そんなに安いのかな、結構豪華だったけど……。)」

居酒屋での打ち合わせを兼ねた懇親会。こうした場合は、コミュニケーションを円滑にする意味から必要になることもあります。ただし、問題は会計です。こんな場合、国家公務員はどう行動すれば良いのでしょうか。

事例11「割り勘による飲食～差額分の供応接待～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「割り勘による飲食～差額分の供応接待～」を使用（DVD教材vol.3事例2（その1）「割り勘による飲食～差額分の供応接待～」）

2 進め方

- (1) シート「割り勘による飲食～差額分の供応接待～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
前田さんと清水さんはどう行動すればよいのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 前田さんと清水さんにとって細川さんと合田さんが利害関係者に該当するかどうか。

国家公務員の前田さんと清水さんにとって、契約の相手企業の従業員細川さんと合田さんは利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）

- (2) 前田さんと清水さんはどう行動すればよいのか。

倫理規程第3条第1項第6号において、利害関係者から職員が飲食の提供を受けることは禁止されているが、利害関係者と自己の費用を負担して割り勘で飲食することは禁止行為には該当しない。

しかし、自己費用負担額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者から当該差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為に該当することになる。

この事例のように、利害関係者と割り勘で飲食をした場合には、自己費用負担額が不十分であると倫理規程に違反し懲戒処分の対象となることを相手方に説明し理解を求めるなどして、領収書やレシートにより自己の飲食分の費用を正しく負担しているかどうか総額を確認する必要がある。

事例12「割り勘による飲食～倫理監督官への届出～」

とある省に勤務する国家公務員の吉岡さんは、上司である課長とともに、許認可権を有する所管業界の企業の従業員加藤さんらと連れだって、居酒屋で懇親会を行いました。

加藤「どうですか、まだ早いですし、もう一件行きませんか。すぐ近くにいい店があるんですよ。」

吉岡「そうですね、もう少しお話しを伺いたいこともあるし。ただ、一件目同様、割り勘ってことでお願いしますよ。課長もいいですよ。」

課長「すまんが、私は所用があるんでここで失礼するよ。後はよろしくたのむよ。」

加藤「わかりました。それでは吉岡さんをお借りします。」

(スナック：吉岡・加藤・他1名の3人)

加藤「もうこんな時間か。それじゃあ、そろそろ帰りましょうか。」

吉岡「いろいろとお話しが聞けて楽しかったです。」

加藤「こちらこそ、こんな遅くまで付き合っていて、ありがとうございます。」

吉岡「いやあ、結構飲みましたね。1人いくらですか。」

(18,600円のレシートを見ながら。)

加藤「えーと、全部で18,600円ですから、1人6,200円ですね。」

吉岡「念のため、伝票を見せてもらえますか。」

加藤「ええ、どうぞ。先程もそうでしたが、ずいぶん用心深いんですね。」

吉岡「いやあ、後で割り勘でなかったことがわかったら、私が処分されますからね。慎重にもなりますよ。確かに18,600円ですね。また機会があれば声をかけてください。」

(自宅への帰り道)

吉岡「そういえば、利害関係者と一緒に10,000円を超える飲食をしたら、割り勘でも事前に倫理監督官への届け出がいるんじゃないかな。今日は、確か1軒目が5,000円で、2軒目が6,200円だから、合わせると11,200円か。」

吉岡さんは、加藤さんらと一緒に、2つのお店の合計が1人1万円を超える飲食をしました。こんな場合、国家公務員はどう行動すれば良いのでしょうか。

事例12「割り勘による飲食～倫理監督官への届出～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「割り勘による飲食～倫理監督官への届出～」を使用（DVD教材vo 1.3事例2（その2）「割り勘による飲食～倫理監督官への届出～」）

2 進め方

- (1) シート「割り勘による飲食～倫理監督官への届出～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
吉岡さんとはどう行動すればよいのか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 吉岡さんにとって加藤さんたちは利害関係者に該当するかどうか。
吉岡さんにとって、許認可権を有する所管業界の企業の従業員の加藤さんたちは、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第1号）
- (2) 吉岡さんとはどう行動すればよいのか。
利害関係者と割り勘により飲食をする場合には、自己の飲食の費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となる。
この事例のように、1次会と2次会に参加する場合には、それらの費用の合計額が1万円を超えるときは、届出が必要となる。
今回のように、飲食の費用が当初の予想に反して1万円を超えてしまった場合などやむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届け出を行えばよいことになっている。

【参考事例】

(供応接待等)

① 団体の役職員から飲食の供応接待を受けた事案 (H20)

内閣府の地方支分部局の職員が（行為時は、国土交通省の地方支分部局に勤務）、契約の相手方として利害関係者である団体の役職員から、飲食の供応接待（10,672円）を受けたもの。

→戒告

② 関連団体から飲食の供応接待を受けた事案 (H19)

経済産業省の職員3名が、許認可等の相手方として利害関係者である関連団体から飲食の供応接待（回数は4回～6回、一人当たり合計約4万円～約5万5千円）を受けたもの。

→減給1（1/10）1人、戒告2人

③ 団体職員から飲食の供応接待を受けた事例 (H17)

文部科学省の職員が、補助金交付の相手方である団体の職員と、居酒屋等の飲食店において、夜間に倫理監督官の許可を得ることなく60回程度飲食を共にし、そのうちの7割は供応（合計25万円相当）を受けたもの。

→停職1月

④ 懇親会（立食形式）終了後の二次会において飲食の供応接待を受けた事案 (H14)

某府省の地方機関の長である職員が、立入検査の相手方である団体の総会の懇親会（立食形式）終了後、二次会に参加し、同団体から約3千円相当の飲食の提供を受けたもの。また、上記二次会後に宿泊したホテルの代金（約7千円）を同団体に負担させたもの。さらに、後日、同職員が入院した際に、同団体から見舞金1万円を受領したもの。

→減給1月（1/10）

⑤ 調査に赴いた際、事業者から昼食の提供を受けた事案 (H14)

某府省の地方機関の職員は、立入検査の相手方である事業者に調査に赴いた際、17事業者から29回にわたり合計約2万4千円相当の昼食の提供を受けたもの。懲戒処分は、国公法第98条第1項及び第99条違反と併せて行われた。

→減給1月（1/10）

⑥ 会議後の懇親会等において協議会から飲食の供応接待を受けた事案 (H18)

国土交通省の地方支分部局の職員が、工事契約の相手方として利害関係者である協議会12社の負担により、協議会の会議後に、現場事務所で行われた懇親会及び飲食店で行われた2次会において、それぞれ3～5千円相当の供応（2回合計1万5千円相当）を受けたもの。

→戒告

⑦ 自己費用負担額が不十分だった事案（H20）

農林水産省の職員1人が、行政指導の相手方として利害関係者である団体から飲食の接待（会費として支払った分の不足額1万円相当）を受けたもの。

→戒告

⑧ 自己費用負担額が不十分だった事案（H19）

農林水産省の地方支分部局の職員3人が、契約の相手方として利害関係者である業者との懇親会に会費を負担し飲食したが、実際に掛かった飲食代との差額及び二次会において計3回ないし4回にわたり飲食の供応接待（会費として支払った分の不足額1万2千円相当～1万5千円相当）を受けたもの。

→戒告

⑨ 自己費用負担額が不十分だった事案（H19）

会計検査院の職員が、立入検査・監査又は監察の相手方として利害関係者である団体から、個人名で自宅に送付された物品を受領したもの。また、同団体と2回にわたり共に飲食をするとともに、自己費用負担額が十分でなかったため、実際の精算金額と自己費用負担額との差額分（2回合計6,200円）の供応接待を受けたもの。

→戒告

⑩ 自己費用負担額が不十分だった事案（H21）

国土交通省の地方支分部局の職員が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者と共に飲食をした際、飲食の接待を2回（飲食代として支払った額の不足額合計約7,400円）受け、また、当該接待の際、同事業者にタクシー運賃を1回（少なくとも約6,700円）負担させ無償で役務の提供を受けたもの。

→戒告

事例13「利害関係者とのゴルフ」

とある省に勤務する国家公務員の杉山さんのところに、パンフレット作成の契約の相手方である企業の従業員木村さんが、パンフレットの試し刷りを持ってきました。

木村「お疲れさまです。御依頼いただいていたパンフレットの試し刷りをお持ちしました。」

杉山「そうですか、ありがとうございます。」

木村「御確認ください。よろしく申し上げます。そういえば、杉山さんは、ゴルフがお好きだと小耳に挟んだのですが。」

杉山「ええ、まあそうですね。」

木村「よくコースには出られるんですか。」

杉山「だいたい月に1回ぐらいは行きますね。」

木村「そうなんですか。今度一緒に行きませんか。プレー代は割り勘にさせていただきますので。」

杉山「もちろん、割り勘にしてもらわないと困りますよ。」

杉山さんは、契約の相手方である企業の担当者の木村さんからゴルフに誘われました。さて、割り勘であれば、杉山さんは木村さんと一緒にゴルフをしてもよいのでしょうか。

事例13「利害関係者とのゴルフ」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者とのゴルフ」を使用（DVD教材vol.1事例4（その1）「利害関係者とのゴルフ」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者とのゴルフ」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
割り勘であれば、杉山さんは木村さんと一緒にゴルフをすることが認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 杉山さんにとって木村さんは利害関係者に該当するかどうか。
杉山さんにとって、パンフレット作成の契約の相手方企業の担当者である木村さんは、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）
- (2) 割り勘であれば、杉山さんは木村さんと一緒にゴルフをすることが認められるかどうか。
倫理規程第3条第1項第7号では、自分の費用を負担する場合、すなわち割り勘であったとしても、利害関係者と共にゴルフをすることは禁止されている。
つまり、杉山さんが木村さんと一緒にゴルフをする行為は、倫理規程上の禁止行為に該当することとなる。
これは、ゴルフが過去の不祥事事件で接待の典型的なものであったことから、仮に自分の費用を負担する、すなわち割り勘であったとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれがあることを踏まえての規制である。
杉山さんは、割り勘であれば、利害関係者と一緒にゴルフをしても問題ないと考えたのかもしれないが、倫理規程ではたとえ割り勘であっても、利害関係者とゴルフをすることは禁止行為に該当する。

事例14「利害関係者とのゴルフ～OB会のゴルフコンペ～」

とある省のある局では、毎年OB会のゴルフコンペが開催されています。今年も、松井さんが幹事を任されました。

松井「随分集まったな。今年の参加者は、40人近くになりそうだ。あれっ、利害関係者になってしまうOBの方が3人いるな。OBとはいえ、利害関係者と一緒にゴルフをしても大丈夫なんだろうか。」

このような場合、利害関係者であるOBと共にゴルフをすることは認められるのでしょうか。

事例14「利害関係者とのゴルフ～OB会のゴルフコンペ～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者とのゴルフ～OB会のゴルフコンペ～」を使用（DVD教材vol.1事例4（その2）「利害関係者とのゴルフ～OB会のゴルフコンペ～」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者とのゴルフ～OB会のゴルフコンペ～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
利害関係者であるOBと共にゴルフをすることは認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- ・ 利害関係者であるOBと共にゴルフをすることは認められるかどうか。
倫理規程では、割り勘であっても利害関係者と共にゴルフをすることは禁止されている。（倫理規程第3条第1項第7号）
しかし、30名から40名以上が参加するOB会のゴルフコンペの場合、利害関係者となったOBが数名含まれていても、一緒にゴルフをすることが認められる。
これは、利害関係者とゴルフをするというよりも、同じ職場に勤務した者の集まりという性格が強くなり、外部から見ても接待ゴルフと思われなためである。
この事例の場合、40名程度の参加者のうち利害関係者は3名であることから、一緒にゴルフをすることが認められる。
ただし、この場合も、利害関係者と意図して同じ組でプレーすることは、国民の疑惑や不信を招くおそれがあるため認められない。

事例15「利害関係者とのゴルフ～ゴルフクラブ主催のコンペ～」

ゴルフ場主催の月例コンペに参加するためにゴルフ場にやってきた岩村さん。フロントで受付を済ませ組み合わせ表を見ていると、突然、許認可権を有する所管業界の企業の役員の三原さんに声をかけられます。

三原「あれ、岩村さんじゃないですか。」

岩村「あれ、三原さん。こんな所であうなんで奇遇ですね。」

三原「そうですね。実は私、ここの会員になっていて、今日は月例コンペに出るために来たんですよ。」

岩村「そうなんですか、私もなんですよ。」

(組み合わせ表を確認する岩村)

岩村「あ、もしかして三原さんと私は同じ組じゃないですか。」

(組み合わせ表を覗き込む三原)

三原「あっ、そうですね。」

岩村「(同じ組と一緒にゴルフしても大丈夫だろうか。)」

このような場合、岩村さんは三原さんと同じ組でゴルフをすることが認められるのでしょうか。

事例15「利害関係者とのゴルフ～ゴルフクラブ主催のコンペ～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者とのゴルフ～ゴルフクラブ主催のコンペ～」を使用（DVD教材vol.1事例4（その3）「利害関係者とのゴルフ～ゴルフクラブ主催のコンペ～」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者とのゴルフ～ゴルフクラブ主催のコンペ～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
岩村さんが三原さんと同じ組でゴルフをすることが認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 岩村さんにとって三原さんは利害関係者に該当するかどうか。
岩村さんにとって、三原さんは許認可権を有する企業の役員であるため利害関係者に該当する。
- (2) 岩村さんが三原さんと同じ組でゴルフをすることが認められるかどうか。
倫理規程第3条第1項第7号において、割り勘であっても利害関係者と共にゴルフをすることは禁止されている。
しかし、自分が会員となっているゴルフクラブのコンペにおいて、ゴルフクラブの指定によりたまたま利害関係者と一緒の組になった場合は、共にゴルフを行う意図を共有していないことから、利害関係者と共にゴルフをすることができる。
この事例の場合、岩村さんにとって、三原さんは許認可権を有する企業の役員であるため利害関係者に該当するが、ゴルフクラブの指定によりたまたまと同じ組でプレーするものなので、一緒にゴルフをすることができる。

【参考事例】

(共に遊技又はゴルフ)

① 利害関係者からゴルフ料金を割り引かれ、共にゴルフを行った事案 (H19)

厚生労働省の地方支分部局の職員6人が、ゴルフ場においてゴルフを行うに際し、立入検査・監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から提供された無記名法人会員権利用券を使用したことにより、ゴルフ料金を一般利用者より割り引かれ、割引額に相当する額の金銭の贈与を受けた。また、職員1人は、上記割引額に相当する額の金銭の贈与を受けたほか、立入検査・監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者と共にゴルフを行い、さらに、職員1人は、立入検査・監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者等と共にゴルフを行ったもの。

→減給1月(1/10) 3人、戒告5人

② 業者と共にゴルフを行い飲食の供応接待を受けた事案 (H19)

国土交通省の職員が、立入検査・監査又は監察の相手方として利害関係者である業者と共に飲食し、共にゴルフを行い、前日から同利害関係者と共に宿泊した。また、利害関係者以外の業者から複数回にわたり、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食等の接待(金額不明なものを除き約295,300円)を受け、さらに、同利害関係者以外の業者に、複数回にわたり、自らの飲食費用等(約669,200円)の負担をさせたもの。

なお、他の国公法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分が行われた。

→免職

③ 団体職員と麻雀を行った事案 (H17)

厚生労働省の地方機関の長等幹部職員を含む4人の職員が、許認可、補助金交付等の相手方である団体職員と、多数回にわたり飲食を共にしながら麻雀をしたもの。

→減給1月(1/10) 1人、戒告3人

(共に旅行)

○ 事業者の従業員と共に旅行した事案 (H18)

気象庁の施設等機関の職員が、施設保守契約の相手方として利害関係者である事業者の従業員と共に、国内旅行(3回)をしたほか、施設保守契約の相手方として利害関係者である別の事業者の従業員と共に、国内旅行(1回)及び海外旅行(5回)をしたもの。

なお、他の国公法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分が行われた。

→減給1月(1/10)

事例16「私的な関係による禁止行為の例外①」

ある日、とある省に勤務する松本さんが自宅で奥さんと近所の山田さんが持ってきてくれた干し柿について話しています。山田さんは、松本さんにとって、許可の相手方である企業の従業員で、地域のテニスサークルの仲間でもあり、日頃から親しい付き合いをしています。

松本「おっ、干し柿じゃないか、うまそうだな。どうしたの。」

妻「山田さんからよ、テニス仲間の。」

松本「え、山田さん？今日、うちに来たのかい。」

妻「そうよ。ご実家からたくさん届いたので、おすそ分けですって。」

松本「そうか、それは申し訳なかったな。ちょっと電話してみるか。」

松本「もしもし、今晚は、松本ですが。」

山田「あっ、山田です。今晚は。」

松本「どうも。干し柿ありがとうございました。わざわざ来ていただいたようで、すみません。」

山田「いいえ。前にお話ししたでしょ。うちの実家で毎年干し柿を作っているって。食べきれないほど送ってくるから困っているんです。協力してください。それでは来月のサークルで。」

松本「はい。それでは。(そう言えば、山田さんの会社の営業許可は、うちの部署が出していたはずだけど、干し柿をもらっても大丈夫かな。山田さんとは地域のテニスサークル仲間で、家族ぐるみの付き合いをしているわけだし、そんな山田さんからのおすそ分けを断るのは、ちょっと・・・)」

この場合、干し柿をおすそ分けでもらうことは倫理規程上認められるでしょうか。それとも、認められないでしょうか。

事例16「私的な関係による禁止行為の例外①」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「私的な関係による禁止行為の例外①」を使用（DVD教材vol.2事例2（その1）「私的な関係による禁止行為の例外」）

2 進め方

(1) シート「私的な関係による禁止行為の例外①」を全員に配付し、読ませる。
(又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。)

(2) 各自で以下の点について検討させる。

松本さんが山田さんが持ってきてくれた干し柿を受け取ることは、倫理規程上認められるかどうか。

(3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

(1) 松本さんにとって山田さんは利害関係者に該当するかどうか。

国家公務員の松本さんにとって、許認可の相手方である企業の従業員、山田さんは利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第1号）

(2) 松本さんが山田さんが持ってきてくれた干し柿を受け取ることは倫理規程上認められるかどうか。

倫理規程第3条第1項第1号において、利害関係者から職員が金銭・物品の贈与を受けることは禁止されている。

しかし、この事例のように、利害関係者であっても地域のテニスサークル仲間など、職員としての身分に係わらない関係がある人との間であれば、倫理規程上の禁止行為を行うことが認められる場合もある（倫理規程第4条第1項）。

ただし、禁止行為が認められるのは、①職務上の利害関係の状況、②私的な関係の経緯と現在の状況、③行おうとする行為の態様の3つの観点から見て、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られる。

この事例においては、山田さんの会社は、今まさに営業許可を申請しているという状況ではなく、既に営業許可を受けて営業を行っており、松本さんと山田さんは地域のテニスサークル仲間、普段から親しい付き合いが続いている。

松本さんとこのような関係にある山田さんから、いただき物の干し柿をおすそ分けでもらうというものであれば、国民の疑惑や不信を招くおそれがなく倫理規程上認められることとなる。

事例17「私的な関係による禁止行為の例外②」

荒井さんが勤務するとある省では、現在、施工期間が4年間に渡る施設建設の工事を行っており、荒井さんはその工事の現地事務所において、現在、契約履行の監督業務を担当しています。

ある日、工事の施工業者の従業員の加藤さんが、後任の大野さんを連れてあいさつに訪れました。

加藤「荒井係長、お忙しいところ失礼します。」

荒井「あっ、どうも加藤さん、お疲れ様です。今日はどうしました。」

加藤「実は、私この度転勤が決まりまして。後任の者をご紹介に伺いました。」

大野「後任の大野と申します。よろしくお願い致します。」

荒井「担当の荒井です。今回の工事は私共にとって重要な工事です。工期が遅れないよう、よろしくお願ひしますね。」

大野「はい。しっかりとやらせていただきます。ところで・・・、荒井さんひょっとして、同じ高校ではなかったですか。」

荒井「えっ。」

大野「確か高校3年生のときに2組で、担任が岩井先生。そのとき生徒会長をしておいでしたか。」

荒井「そうですが・・・。」

大野「やっぱりそうだ。覚えていませんか？同じクラスでサッカー部の主将をしていた大野ですよ。高校3年のとき、全国大会まであと一歩だった。」

荒井「あっ、あの大野君！！これは偶然ですね、良く覚えていてくれました。いや、なつかしいなあ。」

大野「荒井さん、どうですか？今夜あたり飲みに行きませんか？偶然の再会を祝って。」

荒井「いいですね、行きましょう。」

(寿司屋にて飲食を共にする。)

荒井「それじゃ、今日はそろそろ。お互い、明日も仕事があるからね。」

大野「そうだね、今日は楽しかった。これからもよろしく。」

荒井「ここの寿司屋、初めて来たよ。こんな立派な店、なかなか来られないし。君に誘われなかったら、もしかすると一度も来ないで終わったかもなあ。お勘定。」

大野「あっ、支払はいいよ。僕が払うから。」

荒井「それはまずいよ。ここ、高いんだろ。」

大野「大丈夫だって、遠慮するなよ。ここ、うちの会社がひいきにしている店だし、会社からは交際費を使えって言われているんだ。」

荒井「交際費って・・・ほら僕は一応公務員だし。」

大野「何言ってるんだよ、同級生じゃないか。これからも、仕事で世話になんないきゃいけないし。今回はプライベートってことにしておこうよ。」

この場合、食事をおごってもらうことは、倫理規程上認められるのでしょうか。それとも、認められないのでしょうか。

事例17「私的な関係による禁止行為の例外②」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「私的な関係による禁止行為の例外②」を使用（ケーススタディ用DVD教材vol.2事例2（その2）「私的な関係による禁止行為の例外」）

2 進め方

- (1) シート「私的な関係による禁止行為の例外②」を全員に配付し、読ませる。
(又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。)
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
荒井さんが大野さんに食事をおごってもらうことは倫理規程上認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。(DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。)

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 荒井さんにとって大野さんは利害関係者に該当するかどうか。
国家公務員の荒井さんにとって、契約履行を監督する工事の施工業者の従業員大野さんは、利害関係者に該当します。(倫理規程第2条第1項第7号)
- (2) 荒井さんが大野さんにおごってもらうことは倫理規程上認められるかどうか。
倫理規程第3条第1項第6号において、利害関係者から職員が飲食物の提供を受けることは、禁止されている。
しかし、この事例のように、利害関係者であっても学生時代の同級生など、職員としての身分に係わらない関係がある人との間であれば、倫理規程上の禁止行為を行うことが認められる場合もある(倫理規程第4条第1項)。
ただし、禁止行為が認められるのは、①職務上の利害関係の状況、②私的な関係の経緯と現在の状況、③行おうとする行為の態様の3つの観点から見て、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られる。
この事例においては、大野さんは、荒井さんが契約履行を監督する工事の施工業者の従業員であり、二人は多額の国費が支払われる契約案件の発注者と受注者の関係に当たる。
また、荒井さんと大野さんは偶然仕事で再会しただけで、これまでの私的な付き合いは、それほど深くなかったと言える。
このような相手方に、高価な寿司店で食事をごちそうになることは、たとえ高校時代の同級生という関係があったとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれがあり、認められない。

なお、利害関係者と割り勘で飲食をすることは自由にできる。ただし、私的な関係のない利害関係者と割り勘で飲食をし、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合には、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、事前に倫理監督官に届出をすることとされている。

事例18「第三者に利益を受けさせる行為」

とある省に勤務する国家公務員の清水さんが、自宅で奥さんと娘さんの話をしています。

清水「お母さん、恵は、最近帰ってきていないようだけど、元気にしているのかな。連絡はないのか。」

妻「今日、電話で話したんだけど元気そうだったわ。最近、オペラにはまっていて、結構観に行っているみたいよ。特に、テレビのCMに出ている何とかって言うオペラ歌手に興味があるみたい。」

清水「あー、あのCMにでているオペラ歌手ね。」

妻「今度、そのオペラ歌手のコンサートがあるらしくて、そのコンサートに行きたいって言っていたわ。」

清水「趣味を楽しむのはいいけど、本業の勉強の方はちゃんとしているのかな。（翌日、新聞を見ながら。）

清水「昨日お母さんが言っていたのはこれか。あれ、このコンサート、あの会社が後援しているんだ。渡辺さんを仕事でよく知っているから、ちょっと電話してみようかな。」

清水さんは、新聞広告を見て所管業界で立入検査の相手方である企業の従業員である渡辺さんに電話をかけています。

清水「(――省の清水ですが、) 先日の会議の折はお世話になりました。」

渡辺「こちらこそ色々ありがとうございます。」

清水「それで渡辺さん、突然で申し訳ないんですが、ちょっとお願いしたいことがあります。」

渡辺「何でしょうか。」

清水「実は、うちの娘が最近オペラにはまっているのですが、今度東京であるオペラ歌手のコンサートに行きたいらしいんですよ。たまには、娘に何かプレゼントをしたいと思っていたのですが……。さっき新聞を見たら、おたくの会社がコンサートの後援になっているのを見ましてね。もしそちらでチケットが手に入るのであれば、代金はお支払いしますので、チケットを1枚くらい確保できませんか。」

渡辺「何だ、そんなことならお安い御用ですよ。あの歌手は、わが社のコマーシャルにも出演していただいています、その関係でコンサートも後援しているんです。チケットは手配できますので、すぐに清水さんのところにお届けしますよ。」

清水「いくらの席がとれますか。」

渡辺「そんな、いつもお世話になっていますから、チケットは差し上げますよ。」

清水「そんな、申し訳ないですよ。」

渡辺「気にしないでください。」

清水「じゃー、1枚お願いできますか。あっ、でも、私が直接もらおうと色々ま
ずいでしょ。娘に直接チケットを送ってもらえませんか。」

渡辺「いいですよ。住所を教えていただければお送りしますよ。」

清水「すみませんね、色々とお気遣いいただいて……。では、住所を確認して、
後で連絡しますよ。」

渡辺「わかりました。連絡お待ちしております。それでは、失礼します。」

清水さんは、自分がチケットをもらうのではなく、第三者である娘さんにチケ
ットを送ってもらうようにしました。果たして、清水さんの行為は倫理規程上、
認められるのでしょうか。

事例18「第三者に利益を受けさせる行為」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「第三者に利益を受けさせる行為」を使用（DVD教材vol.1事例2「第三者に利益を受けさせる行為」）

2 進め方

- (1) シート「第三者に利益を受けさせる行為」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
清水さんの行為が倫理規程上認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 清水さんにとって渡辺さんは利害関係者に該当するかどうか。
清水さんにとって、立入検査の相手方である企業の従業員である渡辺さんは利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第3号）
- (2) 清水さんの行為が倫理規程上認められるかどうか。
倫理規程第3条第1項第9号において、職員が、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までの行為（金銭・物品の贈与、金銭の貸付、物品・不動産の貸付、無償の役務提供、未公開株式の譲り受け、供応接待、共に遊技又はゴルフ、共に旅行）をさせることは禁止されている。
清水さんは、第三者である娘さんならば問題ないと考えたのであろうが、直接自分に対してではないからといって、第三者に対し禁止行為をさせることもできない。
例えば利害関係者に要求して自分の恋人に贈り物を届けさせたり、自分の親戚が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできない。

事例19「利害関係者以外との間における禁止行為」

その日、とある省に勤務する長岡さんは、民間企業の友人津田さんと食事をし、2軒目は、一人3万円程度する津田さんお気に入りの高級クラブに誘われました。

ママ「でも、津田さんにこんな国家公務員のお友達がいたなんて、全然知らなかったわ。」

津田「大学の時に同じサークルだったんだ。一緒に公務員試験を受けたんだけど、こいつだけ受かったんだよ。確か、昔、飲食店の検査に行くこともあるって言っていたよなあ。ママ、気をつけた方がいいかも。チェックされるよ。」

ママ「あら、本当？」

長岡「いつの話をしているんだよ。もう、あれから5、6年は経つよ。今は、担当が変わって総務の仕事です。まあ、また現場に戻るかもしれないけどね。」

ママ「ふ～ん。うちみたいなお店にもよく検査に行かれていたの？」

長岡「ええ、担当だったころはよく検査に行っていましたね。あれ、もうこんな時間だ。」

津田「じゃあ、今日はお開きにするか。ママ、お勘定。」

ママ「はい。じゃ、今日はこれで・・・」

津田「えっ、4万円でもいいの！これって二人分？」

ママ「今日は、津田さんが新しいお客様を紹介してくれたからサービスです。」

津田「本当？なんか悪いなー、申し訳ないです。」

ママ「長岡さん、またいらしてくださいね。お待ちしておりますよ。」

長岡「そうですか。ママにそんなこと言われたら、また来ちゃいますよ（笑）。」
(長岡がクラブを出た後)

店員「ママ、今日は大サービスでしたね。」

ママ「長岡さん、以前はうちのようなお店によく検査に行っていたって、言っていたでしょう。それに、また担当になるかもしれないって。サービスしておけば、また来てくれるかもしれないし、その都度サービスすれば、今後のためにいいじゃない。」

(数日後)

ママ「あら長岡さん、いらっしゃいませ。また、来ていただいてありがとうございます。」

長岡「いやー、なんか雰囲気がよくて、気に入ってしまいましたよ。」

ママ「それはありがとうございます。ゆっくりしてってくださいね。」

長岡「それじゃママ、今日は帰ります。お勘定をお願いします。」

ママ「はい。じゃ7千円です。」

長岡「あれっ、安すぎるんじゃないですか？」

ママ「長岡さんは特別ですよ。また来てくださいね。」

長岡「そうですか。すみませんね。」

その後、長岡さんは、何度もお店に通うようになり、その都度割り引かれた料

金しか支払いませんでした。長岡さんは、どの様に考えていたのでしょうか。

長岡「私は今、検査の仕事はしていませんし、私にとってクラブのママは、利害関係者ではないですから、別に問題はないんじゃないでしょうか。」

この場合、料金を割り引いてもらうことは倫理規程上認められるのでしょうか。それとも、認められないのでしょうか。

事例19「利害関係者以外との間における禁止行為」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者以外との間における禁止行為」を使用（DVD教材vol.2 事例4「利害関係者以外との間における禁止行為」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者以外との間における禁止行為」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
長岡さんの行為は倫理規程上認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 長岡さんにとってこのクラブのママは利害関係者に該当するかどうか。
国家公務員の長岡さんにとって、クラブのママは、倫理規程第2条第1項各号に該当せず、利害関係者には該当しない。
- (2) 長岡さんの行為は倫理規程上認められるかどうか。
倫理規程第5条第1項において、利害関係者以外の事業者等から、「社会通念上相当」と認められる程度を超えて職員が接待、又は財産上の利益の供与を受けることは禁止されている。
これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等であっても、接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けたりする場合には、相手方は何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていると考えられるなど、国民の疑惑や不信を招く恐れがあることから、禁止されているものである。
この事例においては、クラブのママは、長岡さんが飲食店の検査をするような機関に勤めており、再度検査の担当になるかもしれないということを確認して、今後役立つかも知れないと見返りを期待し、金額を大幅に割引きしている。そして長岡さんは、毎回割り引かれた料金しか支払っていなかった。
これは、通常料金との差額が社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与に当たるため、倫理規程上の禁止行為に該当することとなる。

事例20「特定の書籍等の監修料に関する規制」

とある中央官庁で法令の運用・解釈を担当する課長補佐の丸山さんのもとに、丸山さんが所属する省のOBである安田さんが訪ねてきました。安田さんは、現在、同省の所管する特殊法人の職員として働いています。

丸山「安田さんじゃないですか。どうもお久しぶりです。」

安田「やあ、丸山さん。今日もがんばってるな。」

丸山「で、今日はどうしたんですか。」

安田「いつも世話になってばかりで悪いんだけど、実はちょっと頼みがあって来たんだ。」

丸山「私の方こそ、安田さんの在職中はずいぶんお世話になりました。いったいどんなことですか。」

安田「うちが発行している『制度の運用と質疑応答集』って本があるだろう。今度、改訂版を出すことになってな。内容が古くなってきて、新しいのを出してくれって要望が結構強いんだよ。」

安田「それで、制度担当の丸山さんに監修をしてもらえたらなと思って、こうしてお願いに来たってわけなんだ。今も総務課に行って確認してきたんだが、おたくからもらっている補助金の使い途としても問題ないそうだ。」

丸山「ああ、あの本ですか。確かにその後何度か大きな制度改正がありましたしね。いいでしょう、お引き受けします。」

安田「そうか、すまん。部分的な改訂だから、原稿料というわけにはいかないが、些少だけど監修料を出させてもらおうよ。よろしく頼むな。」

丸山「え、監修料が出るんですか。(監修料ってもらってもいいのかな・・・。)」

丸山さんは、以前お世話になったOBの安田さんから、補助金で作る本の監修を依頼されました。この場合、監修料をもらっても良いのでしょうか。

事例20「特定の書籍等の監修料に関する規制」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「特定の書籍等の監修料に関する規制」を使用（DVD教材vol.3事例4「特定の書籍等の監修料に関する規制」）

2 進め方

- (1) シート「特定の書籍等の監修料に関する規制」を全員に配付し、読ませる。
(又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。)
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
丸山さんの行為が倫理規程上認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- ・ 丸山さんが監修料を受け取ることは倫理規程上認められるかどうか。
倫理規程第6条において、国の補助金や経費で作成される書籍等や作成数の過半数をその属する府省等で買い入れる書籍等の監修又は編纂に対する報酬は受けてはならないこととされている。したがって、丸山さんが国の補助金で作成される本の監修料を受け取ることは、同条に違反し、禁止行為に該当する。
これは、かつて、国の補助金や経費により作成される書籍等や国が大量購入する書籍等に係る多額の監修料を職員が受け取っていたことに対して、平成17年度より新たに禁止行為とされたものであり、本来このような書籍等の監修は職務として行うべきものであって、国民から『監修料を名目とした公金の還流である』との批判があったことによる。
これらの要件に該当しない書籍等の監修又は編纂については、報酬を受けることは可能だが、報酬の額や利害関係者からのものであるか否かなどに応じて、贈与等報告書の提出や倫理監督官の承認が必要となるので注意が必要である。

事例21「組織的違反行為の禁止」

とある省に勤務する国家公務員の角田さんと上司の山添さん。今日は二人で深夜まで残業しています。

角田「係長、明日の資料、これで全部です。」

山添「おお、やっと終わったか。遅くまでご苦労だったな。」

角田「すっかり遅くなってしまいましたね。終電の時間もとっくに過ぎちゃいましたし。」

山添「仕方がない。今日はタクシーだな。ほら、これを使え。」

角田「あれ、いつものチケットと違いますね。」

山添「うん、これは総務の方で工面してくれたチケットなんだ。今月はみんな忙しかつたから、タクシー代が予算オーバーなんだそうだ。」

角田「へーえ、総務も大変ですね。でも、どうやって工面しているんですか。」

山添「それは、あれだ……。あんまり大きな声では言えないがな、物品購入の際に、契約先の業者から購入額より多めに請求させて、その差額を還元してもらってるんだそうだ。その金でタクシーチケットを購入しているらしいよ。」

角田「えー、それじゃ不正経理じゃないですか。」

山添「おい、声がでかいよ。確かに不正経理といえそうなんだが……。でも、そうでもしないとこういうときに困るだろう。まあ、物品購入費をタクシー代に流用しているようなものだろう。それに、俺達が直接やっているわけじゃないしな。」

角田「まあ、そうですけど……。」

深夜まで残業し、終電の時間もとっくに過ぎています。そこで渡されたタクシーチケットは、不正経理によって購入したものでした。こんな時、このタクシーチケットを使うことは認められるでしょうか。

事例21 「組織的違反行為の禁止」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「組織的違反行為の防止」を使用（DVD教材vo1.3事例5「組織的違反行為の防止」）

2 進め方

- (1) シート「組織的違反行為の防止」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
山添係長と角田さんが、総務担当が不正経理で購入したタクシーチケットを使用することは倫理規程上認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 山添係長と角田さんが、総務担当が不正経理で購入したタクシーチケットを使用することは倫理規程上認められるかどうか。

契約事務に携わっている総務担当の職員にとって、物品購入契約の相手方である業者は利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）

一方、当該業者との契約事務に携わらない角田さんと山添さんにとって、当該業者は利害関係者に該当しない。

まず、総務担当の職員が、物品購入の際に利害関係者である契約先の業者に物品購入費を水増し請求させ、その差額を還元させることは、他の法令に違反することはもとより、倫理規程第3条第1項第4号の『利害関係者から無償で役務の提供を受けること』に当たり、倫理規程上の禁止行為に該当する。

さらに、倫理規程第7条第1項においては、職員は、他の職員の倫理規程に違反する行為によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受してはならないと規定されており、本件のように、総務担当が行った不正経理によって購入されたタクシー券であることを知りながら、それを使用することは、倫理規程上の禁止行為に該当することになる。

なお、総務担当職員の上司である課長等の管理職は、倫理規程違反による利益を自身が享受していなかったとしても、その疑いがあることを知りながら黙認しただけでも禁止行為に該当することとなる。

【参考事例】

(利害関係者以外との間における禁止行為)

① 利害関係者以外の事業者からゴルフプレー等の料金の一部を受けた事案(H20)

国税庁の地方支分部局の職員8人が、利害関係者以外の事業者から複数回(4回～8回)にわたり自己が負担すべきゴルフプレー等の料金の一部(合計41,626円～92,497円)について利益の供与を受けたもの。

なお、他の国公法違反行為の併せて懲戒処分が行われた。

→減給3月(2/10)3人、減給3月(1/10)1人、減給2月(1/10)3人、減給1月(1/10)1人

② 利害関係者以外の事業者から飲食の供応接待等を受けた事案(H19)

厚生労働省の地方支分部局の職員が、利害関係者以外の事業者から飲食(一人当たり約1万円)の接待を受けた上、同事業者の事務所から職場までの帰路に際し、赴いた際に使用した官用車を同事業者の従業員に運転させ、無償で役務の提供を受けたもの。

なお、他の国公法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分が行われた。

→減給3月(1/10)

③ 利害関係者以外の事業者等から飲食店での割引きを受けた事案(H19)

国税庁の地方支分部局の職員13人が、利害関係者以外の事業者等である高級クラブの経営者から、同クラブを利用した際、通常一人当たり3万円程度のところ、概ね5千円～1万円程度の格安料金での飲食の供応接待を受けたもの。

うち1人においては、合計39回にわたり通常一人当たり3万円程度のところ、概ね0円～1万円の格安料金で飲食し、タクシーチケット(6枚、約3万円分)、ネクタイ(2本、2万円分)、飲食費用(4回、約5万円分)の贈与を受けた(利益供応総額1,052,252円)もの。

なお、他の国公法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分が行われた。

→停職3月1人、減給3月(2/10)1人、減給3月(1/10)1人、減給1月(1/10)2人、戒告8人

④ タクシー運転手からビール等を受領した事案(H20)

人事院の職員2人が、公費によりタクシーを利用した際、利害関係者以外の者であるタクシー運転手から複数回にわたりビール等を受領するなど社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。

→戒告2人

⑤ 利害関係者以外の事業者から飲食の供応接待等を受けた事案（H21）

法務省の施設等機関の職員が、利害関係者以外の事業者から、飲食の供応接待（金額不明）を受け、風俗嬢のサービス提供料金（2万円ないし3万円）、宿泊代金（約8,500円）、タクシー代金（約3,000円）の供与を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。

なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

→停職3月

事例22「利害関係者からの依頼により講演等を行う場合の承認」

とある省に勤務する吉沢さんに、許認可の相手方である財団法人の担当者佐々木さんから、電話が掛かってきました。

吉沢 「いえいえ、こちらこそ先日はお疲れ様でした。」

佐々木 「実は、我々の業界では、私どもの法人が主催する形で、関係企業の担当者が集まった勉強会を実施しているんですが、来月の勉強会で、業界を巡る現状と国の施策について、是非吉沢さんにご講演をいただきたいと考えておりました。最近の法律改正などの話を含めて、現在の国の考え方について、お話をいただければと思うのですが。」

吉沢 「勉強会ですか……。で、それはいつ頃あるんですか。」

佐々木 「それが、来月20日の日曜日なんです。お休みの日に大変申し訳ないのですが……。たいした額ではありませんが、当法人の規程に従って講演料もお支払いさせていただきますので、お願いできませんでしょうか。」

吉沢 「そうですか……。(休みの日に講演をするのはいいとして、利害関係者から報酬をもらっていいのかなあ……。)」

この場合、講演の報酬を受け取ることは、倫理規程上認められるでしょうか。それとも、認められないでしょうか。

事例22「利害関係者からの依頼により講演等を行う場合の承認」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者からの依頼により講演等を行う場合の承認」を使用（ケーススタディ用DVD教材vol.2事例5「利害関係者からの依頼により講演等を行う場合の承認」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者からの依頼により講演等を行う場合の承認」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
吉沢さんが講演料を受け取ることは倫理規程上認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 吉沢さんにとって佐々木さんの所属する財団法人は利害関係者に該当するかどうか。

国家公務員の吉沢さんにとって、許認可の相手方であるこの財団法人は利害関係者に該当する。

- (2) 吉沢さんが講演料を受け取ることは倫理規程上認められるかどうか。

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、著述等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないこととされている。したがって、吉沢さんは倫理監督官の承認を得れば、講演料を受け取ることができる。

これは、報酬が職員の提供する人的役務に対するものとして適切であるか、また、職員が人的役務を提供することが、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招く恐れがないかを確認するためである。

ただし、利害関係者以外からの依頼である場合や、無報酬の場合には、承認を得る必要はない。

利害関係者から受ける講演等の報酬については、倫理監督官が職員の職務の種類又は内容に応じて、参考となるべき基準を定めることとされている。倫理監督官の承認を受けるに当たって、打合せ時間を講演時間に含めることや、準備資料や配付資料について講演料とは別に報酬を受けることなどは、認められない。講演等の内容が高度な専門性等により、倫理監督官が定める基準により難しい場合には、倫理監督官に相談の上、個別に承認を受けなければならない。

また、職員が、職務として講演等を行う場合には、職務の対価として国から給与が支給されており、それに加えて報酬を受け取ることはできない。

なお、本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、1件につき5千円を超える金品の贈与、飲食物の提供、報酬の支払等を受けたときは、四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない。倫理監督官の承認を得て講演等を行った場合にも、その報酬5千円を超えるときは、贈与等報告書を提出する必要がある。

事例23 「利害関係者以外の事業者からの講演の依頼」

ここはとある中央官庁のオフィス。課長補佐の山口さんが執務中に1本の電話がかかってくる。

部下「山口補佐、越谷大学の木村さんという方からお電話です。」

山口「越谷大学の木村さん？知らないなあ……。はい、お電話代わりました。山口でございますが。」

木村「突然お電話いたしまして申し訳ございません。私、越谷大学の木村と申します。本日は、山口様に講演の講師をお願いできないかと思ひまして、お電話した次第なのですが。」

山口「えっ、講演の講師ですか。」

木村「ええ、本学では、各方面の実務家の方をお招きして学生向けの講演をしていただくという企画を毎週行っておるのですが、来月に行う講演のテーマの一つとして、『公務員の給与』を取り上げたいと思っております。」

山口「なるほど。」

木村「実は、本学の法学部長が野村局長と仲良くさせていただいており、講演の講師についてご相談した際に、野村局長からそのテーマであれば山口様がお詳しいとお聞きしたものですから。」

山口「なるほど、そういうことですか。確かに、私は国家公務員の給与制度を担当していますので、それなりのお話はできるかとは思いますが。」

木村「講演の日時は、……………」

山口「……………日曜日の13時からですね。その日なら仕事も休みだし、今のところ空いています。」

木村「講演時間は1時間半で、些少ながら1万円の講演料をご用意させていただきます。いかがでしょうか。」

山口「では、お受けするかどうかちょっと検討させてください。」

木村「分かりました。是非よろしくお願いいたします。」

山口「(越谷大学とは職務上一切関わりはないから、利害関係者ではないよな。)(電話を切る。)」

山口「たまには学生相手に話をするのも面白そうだし、受けてみるかな。待てよ。講演の講師を引き受ける時って、事前の申請や事後の報告なんかの手続があるんだっけ。自分は何をしないといけないんだろう。」

山口さんは利害関係のない越谷大学の木村さんからの依頼に応じて、報酬を受けて現在の職務に関する内容の講演を行おうとしています。この場合の手続として、正しいのは次の4つのうちどれでしょうか。

- ① 越谷大学は利害関係者ではないので、事前の倫理監督官に対する承認の申請も、事後の贈与等報告書の提出も必要ない。
- ② 越谷大学は利害関係者ではないので、事前の倫理監督官に対する承認の申請は必要ないが、報酬を受けて講演をするので、事後の贈与等報告書の提出

は必要。

- ③ 報酬を受けて講演をするので、事前の倫理監督官に対する承認の申請は必要だが、越谷大学は利害関係者ではないので、事後の贈与等報告書の提出は必要ない。
- ④ 報酬を受けて講演をするので、事前の倫理監督官に対する承認の申請も、事後の贈与等報告書の提出も必要。

| | 承認の申請 | 贈与等報告書の提出 |
|---|-----------|-----------|
| ① | 不要 | 不要 |
| ② | 不要 | 必要 |
| ③ | 必要 | 不要 |
| ④ | 必要 | 必要 |

事例23「利害関係者以外の事業者からの講演の依頼」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者以外の事業者からの講演の依頼」を使用（ケーススタディ用DVD教材vol.3事例3「利害関係者以外の事業者からの講演の依頼」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者以外の事業者からの講演の依頼」を全員に配付し、読ませる。（DVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
 - ① 事前に倫理監督官の承認を得る必要があるかどうか。
 - ② 講演の報酬について贈与等報告書を提出する必要があるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 事前に倫理監督官の承認を得る必要があるかどうか。

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。（倫理規程第9条）
一方、利害関係者ではない者からの依頼である場合や、報酬を受けない場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要はない。

倫理監督官の承認は、利害関係者から講演等の内容に見合わない高額な報酬を受け取った場合などには、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれ強いことから、当該報酬が職員の提供する人的役務に対する報酬として適切なものであるかどうかを確認するとともに、利害関係者からの依頼に応じて職員が当該人的役務を提供することが公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないものであるかどうかを確認することを目的としている。

なお、職務として講演を行う場合については、当然報酬を受け取ることはできない。

この事例では、山口さんにとって越谷大学が利害関係者に該当しないことから、事前に倫理監督官の承認を得る必要はない。

- (2) 講演の報酬について贈与等報告書を提出する必要があるかどうか。

次に、贈与等報告書は、本省課長補佐級以上の職員が事業者等から5千円を超えて倫理規程で定める報酬を受けた場合に、提出しなければならない。

利害関係者に該当する事業者等から支払いを受けた講演等の報酬については、講演等の内容を問わず、贈与等報告書の提出が必要となる。

利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等の報酬については、当該講演の内容が職員の現在又は過去の職務に関する事項に関するものである場合に限り、贈与等報告書の提出が必要となる。

なお、利害関係者に該当しない事業者等からの依頼に応じて講演等を行い、報酬を得た場合であっても、報酬の額が社会通念上相当と認められる程度を超えて高額である場合など、講演の名を借りて金銭の贈与を行ったと認められる場合においては、倫理規程第5条第1項違反となる。贈与等報告書を提出することには、このような行為を事後的にチェックする機能がある。

この事例では、山口さんが課長補佐であり、受け取る報酬が1万円であることから、事後に贈与等報告書を提出する必要がある。

よって、正解は②番。事前の倫理監督官に対する承認の申請は必要ないが、事後の贈与等報告書の提出は必要となる。

| 報酬 | 講演等の依頼者 | 講演等の内容 | 倫理監督官 の承認 | 贈与等報告書の提出 | |
|----|---------|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | | 5千円超 | 5千円以下 |
| 有 | 利害関係者 | — | 必要 | 必要 | 不要 |
| | 利害関係者以外 | 職務に関する事項 ----- 職務に関する事項以外 | 不要 ----- 不要 | 必要 ----- 不要 | 不要 ----- 不要 |
| 無 | — | — | 不要 | 不要 | 不要 |

【参考事例】

(講演の承認等)

① 倫理監督官が定めた基準を上回る報酬を受領した事案 (H20)

厚生労働省の施設等機関の職員が、利害関係者からの依頼による講演等で受けた報酬に係る贈与等報告書において、実際に行った講演時間よりも多い講演時間数を記載するなど虚偽の報告することにより倫理監督官が定めた基準を上回る利害関係者からの金銭の贈与を受けたもの。

なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

→減給6月 (1/10)

② 作業量と対価の関係が明らかでない報酬を受領した事案 (H19)

厚生労働省の職員4人が、契約等の相手方として利害関係者である事業者から依頼を受けて、書籍のチェック加筆訂正作業を取りまとめ、その増刷に係る報酬として、作業量と対価の関係が明らかでない報酬を事実上受領し、もって、利害関係者から金銭の贈与を受けたもの。

→戒告

③ 倫理監督官の承認を得ることなく報酬を受けて講演を行う等した事案 (H21)

厚生労働省の施設等機関の職員が、契約の相手方として利害関係者である事業者からの依頼に応じて行った講演において、倫理監督官が定めた報酬の基準に基づきその報酬として受領できる金額を超える金銭(50,000円)を受領し、当該報酬の受領に関し、報酬の算定の基礎となる講演時間について虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出し、当該講演に引き続き行われた立食形式の意見交換会において、同事業者から受けた5,000円を超える飲食の提供に係る贈与等報告書を提出せず、その後に行われた意見交換会において、同事業者から飲食の接待(13,936円相当)を受けたもの。

また、契約の相手方として利害関係者である別の事業者から依頼のあった雑誌の座談会にあらかじめ倫理監督官の承認を得ることなく報酬を受けて出席し、当該座談会において、同事業者から飲食の提供(8,000円相当)を受け、同座談会出席に対する報酬の受領に関し、その支払いを受けた日及び支払いをした事業者との関係について虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出したもの。

さらに、上記事業者のうち1事業者及び契約の相手方として利害関係者であるさらに別の事業者並びに利害関係者以外の事業者から受けた報酬について、18件(合計1,178,644円)の贈与等報告書を提出せず、利害関係者である同2事業者から依頼のあった講演等3件について、あらかじめ倫理監督官の承認を得ることなく報酬を受けて行ったもの。

→戒告

事例24「利害関係者の範囲～影響力の行使～」

とある省の人事担当の課長補佐山田さんが、会議のため外出していた先から戻ってくると、机の上に贈り物が置いてありました。

山田「今会議から戻ったよ。ところで、これはどうしたんだい。」

部下「どうもお疲れさまです。そちらなんです、山田班長の不在中に、村上産業の橋本様って方が来られて、差入れなので皆さんでどうぞって置いていかれたんです。」

山田「橋本さん？誰だろう。(名刺を見て) ああ、橋本賢二さんか。へえ、今は村上産業に勤めてるのか。」

部下「橋本様って確か、昔うちで勤めていらっしゃった方なんですよね。」

山田「ああ、橋本さんは我が省のOBだ。昔、同じ課で働いていてね。その時は結構お世話になったんだけど、ここ最近はずっと会ってなかったんだ。でも、どうしてまた、差入れなんか。」

(贈り物の中を見る。)

山田「ほう、ジュースの詰合わせか。」

部下「産地直送もので、美味しそうですね。でも、頂いてもいいんですか。」

山田「う～ん、まあ、村上産業は、私たちとは利害関係もない会社だし、ジュースの詰合わせなら、こう言っては失礼だが特段高価なものでもないから、構わないと思うよ。わざわざ持ってきていただいたことだし、お礼の電話でもしておくか。」

(橋本さんに電話を掛ける。)

山田「・・・結構なものをいただいてありがとうございます。それから、今、村上産業にお勤めなのですか。」

橋本「そうなんだよ。最近再就職したばかりで、まだあまり慣れていないけどね。そう、ところで、今回君のところに訪問したのには、訳があってね。今、君は人事担当の課長補佐をしているんだね。」

山田「ええ、そうですが。」

橋本「実は、我が社が開発したシステムがあって、君のところの省の受注契約を取りたいと思って申し込んでいるんだが、最近競争が厳しくてね。今回は、是非とも契約を交わしたいと思っているんだ。そこで、会計課の課長補佐、今は倉田さんという人らしいな。私はよく知らないんだが、人事担当の君ならよく知っているだろう。ちょっと取り次いでもらって、ついでに我が社との契約を前向きに検討してもらうように頼んでもらえないかね。そういえば、もうすぐ人事異動の意向の調査の時期でもあるだろうし。」

山田「そうなんですか・・・(なるほど、そういうことか。)。でも、今は契約は公正を期すため、一般競争入札で行うことになっていますから、私が言ったところで、どうにもなりませんよ。」

橋本「もちろん、君の力の及ぶ範囲で構わないんだけど・・・。まあ、今回の差入れは、たいしたものではなくすまないが、遠慮無く受け取ってくれ。それじゃあ。」

山田「え、ええ・・・、ありがとうございます。」

事例24「利害関係者の範囲～影響力の行使～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者の範囲～影響力の行使～」を使用（DVD教材vol.3事例6（その1）「利害関係者の範囲～影響力の行使～」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者の範囲～影響力の行使～」を全員に配付し、読ませる。
(DVD教材のドラマ部分を視聴させる。)
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
 - ① 山田さんにとって橋本さんは利害関係者に該当するかどうか。
 - ② 山田さんが橋本さんからの差入れを受け取ることは認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。(DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。)

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 山田さんにとって橋本さんは利害関係者に該当するかどうか。

橋本さんは、山田さんとの職務上のつながりはなく、直接利害関係はない。一方、会計課の課長補佐である倉田さんにとっては、山田さんが契約の申込みをしている事業者等であることから、利害関係者に該当する。(倫理規程第2条第1項第7号)

倫理規程第2条第3項においては、「他の職員の利害関係者が、職員をしてその官職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。」とされている。

この事例の場合、橋本さんは、山田さんの倉田さんに対する影響力を期待して契約を取ろうとしていることが明らかであるため、倉田さんの利害関係者である橋本さんも、山田さんにとって利害関係者とみなされることになる。

- (2) 山田さんが橋本さんからの差入れを受け取ることは認められるか。

倫理規程第3条第1項第1号において、利害関係者から物品等の贈与を受けるとは禁止されていることから、この事例の場合には、山田さんは橋本さんからの差入れを受けることはできず、差入れを速やかに橋本さんに返却する必要がある。

事例25「利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為～」

とある省で契約事務を担当する国家公務員の古林さんのもとに、ある人物が訪れます。

松岡「こんにちは。わたくしヨシムラ電機の松岡と申しますが、古林さんはいらっしゃいますか。」

古林「はい、わたくしが古林ですが、何か。」

松岡「初めまして。実は、当社では、オフィス向けのパソコンを製造しております。今回、この界隈の官庁や会社の皆様に、ご挨拶を兼ねて今度新しく発売するパソコンのPRをさせていただきたいと思ひまして、お伺いした次第です。少しお時間を頂いてもよろしいですか。」

古林「そうなんですか。でも、うちはヨシムラ電機さんとは直接取引していませんよ。」

松岡「ええ、実は、当社製品の実際の販売や納品は、当社が直接行わず、金澤販売さんに委託してまして、契約は金澤販売さんとしていただくことになっています。」

松岡「これまでも、金澤販売さんの方から当社の製品をこちらに納入させていただいています。ただ、今回の新しいパソコンのPRは、メーカーである当方からいち早くお知らせしたく、金澤販売の上田様にご紹介いただいて、お伺いした次第です。」

古林「ああ、上田さんですか。確かにうちは金澤販売さんとは、よくやりとりしていますからね。わかりました。では、こちらへどうぞ。」

松岡「今回のパソコンの説明は、以上のようなものになります。そうそう、それから、上田さんから古林さんがかなりのミュージカル好きと聞いていましたね。実は、来月から公演が始まるミュージカルのチケットなんですけど、私どもがスポンサーになってまして、優先枠があるんですよ。もし何でしたら、チケットを差し上げますよ。」

古林「えっ、あのミュージカル、大人気でチケットの入手が凄く難しいんですよ。是非とも行きたいと思っていたんですが、チケットが取れなくて諦めかけていたんです。でも、頂くのは流石にちょっとまずいと思いますので、お金は払います。ですから2枚ほど入手していただだけませんか。」

行きたかったミュージカルのチケットを差し上げるという松岡さんに、さすがにもらうのはまずいのでお金を払うという古林さん。こんな場合、国家公務員としてこのような行動で良いのでしょうか。

事例25「利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為～」 (指導の手引き)

1 使用教材

シート「利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為～」を使用（DVD教材vol.3事例6（その2）「利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為～」）

2 進め方

- (1) シート「利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為～」を全員に配付し、読ませる。（又はDVD教材のドラマ部分を視聴させる。）
- (2) 各自で以下の点について検討させる。
 - ① 古林さんにとって松岡さんは利害関係者に該当するかどうか。
 - ② 古林さんが松岡さんにチケットを手配してもらうことは認められるかどうか。
- (3) 「解説のポイント」を参考にして講師が説明する。（DVD教材の解説部分を視聴させても差し支えない。）

(注) 時間がある程度確保できる場合には、受講者3～4名程度の小グループでの討論（バズセッション）を行った上で、解説を行うことが望ましい。

3 解説のポイント

- (1) 山田さんにとって橋本さんは利害関係者に該当するかどうか。

ヨシムラ電機の従業員である松岡さんは、古林さんにとって契約関係等の直接の職務上のつながりはない。一方、契約関係にある金澤販売は、契約業務を担当する古林さんにとって、利害関係者に該当する。（倫理規程第2条第1項第7号）

また、倫理法第2条第6項においては、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、当該事業者等とみなすと規定されている。

この事例の場合、ヨシムラ電機のパソコンの購入が決まれば、古林さんの省は必然的に金澤販売と物品購入契約を締結することになる。

そのため、ヨシムラ電機のパソコンをPRする松岡さんの行為は、外形的・客観的には、古林さんにとって利害関係者に当たる金澤販売の利益のためにする行為と評価することができ、松岡さんはその行為を行う場合においては、古林さんにとっての利害関係者とみなされることになる。

- (2) 古林さんが松岡さんにチケットを手配してもらうことは認められるかどうか。

利害関係者とみなされることとなる松岡さんからミュージカルのチケットを手配してもらうことは、正当な理由なくサービスを受けることとなり、倫理規程第3条第1項第4号で禁止されている利害関係者から「無償で役務の提供を受けること」に該当するので、古林さんはチケットの手配をしてもらうことは認められない。

【参考事例】

(利害関係者の範囲)

① 利害関係者の依頼を受けた者から贈与等を受けた事案 (H16)

厚生労働省の職員1人が、同省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方である団体の依頼を受けた者から、6回にわたり合計約9万5千円相当の飲食の提供を受け、5回にわたり合計85万円の現金を受領し、また、当該団体の複数の役員から、7回にわたり合計約13万4千円相当の飲食の提供を受けたもの。

また、別の職員が、許認可等及び補助金交付の相手方である団体の依頼を受けた者から、5回ないし7回にわたり合計約9万円ないし約12万5千円相当の飲食の提供を受け、5回にわたり合計50万円の現金を受領し、さらに、上記団体の依頼を受けた者及び同団体の役員から、夜間に4回にわたり合計約5万3千円ないし5万8千円相当の飲食の提供を受けるなどしたもの。

→免職、停職12月

② 利害関係者の依頼を受けた者から贈与等を受けた事案 (H16)

財務省の地方機関の職員が、契約の申込みをしようとしている事業者の利益のために事業の仲介を行う業者から、契約に関して有利かつ便宜な取り計らいを受けたこと及び将来も同様の便宜な取り計らいを受けたい趣旨のもとに供与されたものであることを知りながら、現金60万円を受領したもの。また、この職員は、当該仲介業者及び他の利害関係者たる事業者から、それぞれ現金50万円及び90万円の貸付を受けたほか、利害関係者以外の者から400万円程度の供与を受けたもの（職員は、収賄容疑で逮捕されている。）

→免職